版 1320 \ 1321

場神守護事

建治 2 年 ('76) 12 月 がつ 13 日 にち 55 歳 さい 富木常忍 き じょうにん

えじきぼうしょう めすがごとく、この 鵝目五貫文、 くごかんもん たしかに送り給び ところ おく 所は里中を離れたる深山なり。 さとなか 候 そうら い了わんぬ。かつ知ろ はな お しんざん

衣食乏少のあいだ、 読経の声続き難く、どきょうこえつづがた 談義の勤め廃しつだんぎっとはい

の託宣は十羅刹の御計らいにて檀那の功を致さしむるたくせんにゅうらせつ おんはか だんな こう いた

カ。 止観の第八に云わく「帝 釈 の堂をば小鬼は かん はち どう しょうき 敬 い避くる

がごとし。 しろ 道場の神大なれば、みだりに侵嬈することな どうじょう しゅたけ まも もの つよ しろ

まも 守る者も忙ず。 心 はこれ身の主なり。 同 名・同 生の天、 し。また、城の主剛ければ、守る者も強し。城の主恇ずれば、 も の ょ ひとしゅご こころ こころかた しゅ すなわ どうみよう どうしょう つよ かみ

ら、なおしかり。いわんや道 場の神をや」。弘決の第八に云 どうじょう かみ ぐけつ だいはち

これ能く人を守護す。 心 固ければ、

則ち強し。

身の神す

わく「常に人を護るといえども、 必 ず 心 の固きに仮って、 つね ひと まも かなら こころ かた

かみ 神の守り則ち強し」。また云わく「身の両肩の神すら、な お常に人を護る。 いわんや 道 場の神をや」 云々。 人所 生の つね ひと にしんしゅご すなわ つよ どうじょう かみ どうしょうてん りょうけん どうみょうてん うんぬん ひとしょしょう かみ

時より二神守護す。いわゆる同生天・同名天、これを

こころ 得たり。いわんや賢者称うるをや。十方の尊神もあえて当たぇ 大賊、年来これを盗まんとして得ず。ある時、仏前に詣でだいぞくとしごろのおす 寺を造り、第六天の魔王を主とす。 頭は金をもつてす。
てら っく だいろくてん まおう しゅ こうべ こがね らず。ただ精進せよ。懈怠することなかれ」等云々。釈の くしょうじん **倶生神と云う。華厳経の文なり。** の義なり」。盗人、これを聞いて「南無仏」と称えて天頭を て、物を盗み法を聴く。 仏、説いて 云 わく 「南無とは 驚 覚 意は、月氏に天を崇めて仏を用いざる国あり。しかして、 ころ がっし てん あが ほとけ もち くに 文句の四に云わく「賊、南無仏と称えてすら、なお天頭をもんぐ しい ぞく なむぶつ とな しょうじん ぬすびと けごんぎょう けたい ほとけと のたま とき ぶつぜん もう なむ とううんぬん しゃく とな きょうがく

申す。一国、みな天を捨てて 仏 に帰せり云々。彼をもって 得たり。これを糾 明するところ、盗人、 これを推するに、たとい科有る者も三宝を信ぜば大難を脱れいながながすい。これ、たとい科有る者も三宝を信ぜば大難を脱れるが、またの、さんぽう、しん、だいなん、のが いっこく ほとけ 上のごとくこれを うんぬん かれ

んか。

みょうほうれんげきょう 妙法蓮華経の 妙の一字は、竜 樹菩薩、大論に 釈 して云わ これを案ずるに、難を却けて福の来る先兆ならんのみ。 しかるに、今示し給える託宣の状は、兼ねてこれを知る。 みよう いちじりゅうじゅぼさつ せんちょう だいろん

く「能く毒を変じて 薬 となす」 云々。 天台大師云わく 「今 経 に記を得るは、即 ちこれ毒を変じて 薬 となす」云々。 災 すなわ くすり うんぬん てんだいだいし い くすり

これを兼ぬるをや。「薪、火を熾んにし、風、求羅を益す」 ことば

これなり。言 は紙上に尽くし難し。心 をもってこれを量れ。 しじょう がた こころ

きょうきょうきんげん

恐々謹言。

十二月十三日 じゅうにがつじゅうさんにち

御返事

日蓮

花押